

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
「主務省令①」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号)
「主務省令②」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和5年6月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経連第280号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行っており、番号法の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会
③システムの名称	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム ・中間サーバー ・統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の101の項 主務省令①第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第121の項 主務省令②第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部 福祉総務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番10号 0258-39-2217

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月4日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月4日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政軽運第423号通知)」	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政軽運第280号通知)」	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年7月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の100の項 主務省令①第73条	番号法第9条第1項別表第1の101の項 主務省令①第74条	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年7月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年7月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年7月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目